

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、次の略称を用いています。

正式名称	略称
保険業法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 23 号）	24 年改正法
保険業法（平成 7 年法律第 105 号）	法
保険業法施行令（平成 7 年政令第 425 号）	令
保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）	規則
保険会社向けの総合的な監督指針（本編）	監督指針
「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」報告書 （平成 23 年 12 月 7 日公表）	23 年度報告書

○保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令案

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
○規則第53条の3の3関係		
1※	<p>規則第53条の3の3、第53条の8、第53条の11に定める「保険会社」には所属保険会社等及び保険募集再委託者である保険会社の双方が含まれるとの理解でよいか。</p> <p>その場合、所属保険会社等及び保険募集再委託者はこれらの規定に基づき、再委託者が行う業務の適格性を確保するための措置を講じる必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
○規則第85条関係		
2※	<p>規則第212条の6の3第2項各号に掲げる書類に定めた事項の変更については、軽微なものを含めあらゆる変更について届出を求める趣旨ではないとも考えられるため、個々の事案に即して柔軟な取扱いを検討いただきたい。</p> <p>例えば、同項第3号の密接な関係の根拠たる議決権保有割合の変更や、第5号の体制の一部たる責任部署の名称の変更など、形式的ないし軽微な変更については、この規定により届出をすべき変更にはあたらないものとも考えられるが、どうか。</p>	<p>規則第85条第1項第18号（第166条第1項第8号及び第211条の55第1項第15号を含む。）の届出の必要性については、発生した事案が添付資料の実質的変更を伴うものであるかどうかに応じて、個別の事案ごとに判断されます。</p> <p>なお、例示された議決権保有割合の変更や責任部署の名称の変更については、当該変更が当局が届出によって把握しようとしている「密接な関係」や「再委託に係る実施体制」について実質的内容の変更を伴わない場合であれば、届出の必要はないものと考えます。</p>
○規則第88条の3関係		

3※	<p>移転対象契約者への個別の通知は、23 年度報告書（7 頁）で、「異議申立手続き時は、保険契約者が移転の可否について適切な判断ができるよう十分な情報が提供される必要がある」とされたことを受け、公告に加えられたものである。</p> <p>規則第 88 条の 3 第 4 号（規則第 105 条の 3 第 2 号ハ、第 166 条の 3 第 4 号、第 211 条の 62 第 4 号も同様）によれば、通知についても、「サービスの内容」ではなく、「サービスの内容の概要」を記載することとなるが、保険契約者が移転の可否について適切な判断ができるよう十分な情報を提供される必要があることに鑑み、個別通知においてはサービスの内容が理解できるような記載が望ましいとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
4※	<p>規則第 88 条の 3 に「法第百三十七条第四項に関する事項」を加えるべきだと思います。その理由は、次のとおりです。</p> <p>まず、一定の数の異議がある場合移転ができなくなるということは、一般にあまり知られていないと思います。このため、このような制度があることを契約者に周知する必要があると思います。</p> <p>また、契約者が移転に伴って生じる解約権を得るためには、異議を述べる必要があります。このため、解約条件等の事情によっては、多数の契約者が解約権を求めて異議を述べるという事態が生じるおそれがあると思います。ところが、このように多数の異議が述べられた結果、移転が行われないこととなり、解約権を求めて異議を述べた契約者に不測の損害を与えるという事態が生じるおそれがあると思います。</p> <p>よって、前記の事項を加えるべきだと思います。</p>	<p>契約移転時の異議申立ては、契約者へ公告及び通知をする必要があることが既に法第 137 条第 1 項で規定されており、加えて、この制度は既に官報で公布され広く周知されております（直近の改正は平成 24 年 7 月 19 日官報号外第 156 号で公布）。</p> <p>また、移転対象契約者のうち、異議を述べた者の数が法で定める基準に達せず、当該移転対象契約が移転されなかった場合、従前のおおりの契約内容が維持されることとなるため、異議を述べた契約者に不測の損害が生じるおそれはないものと考えます。</p>
○規則第 89 条の 3 関係		
5※	<p>「保険契約移転手続き中の契約に係る契約者」については、法第 137 条の適用においては移転対象契約者でないものとみなされ、同条第 5 項の適用がないことから、規則第 88 条の 3 各号のうち第 5 号に掲げる事項を通知する必要はないと思われるがどうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
○規則第 90 条第 2 項関係		

6※	<p>23 年度報告書（5 頁）では、保険契約の移転に係る規制の基本的な考え方として、移転対象契約の選定基準の合理性、対象範囲の明確性ととも、「移転の必要性」の観点から、移転の是非を判断することが適当、とされている。</p> <p>改正案では、認可申請時の添付書類に「移転の必要性」に係る書類は追加されていないが、「移転の必要性」は、本項第 1 号の「理由書」に記載すべきものとされているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7※	<p>認可申請書に添付する書類が限定される場合として、「法第二百五十条第一項の規定により保険契約の移転をする場合」が挙げられている。法第 250 条第 1 項柱書では、契約移転において、契約条件の変更を定めることができる旨を規定しているが、契約条件の変更を行わない場合であっても、認可申請書に添付する書類は限定されるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
8※	<p>「通知」の方法については、保険契約締結の時期や形態などさまざまな事情により郵送によることが著しく困難であるケースも考えられることから、個々の事案に即して柔軟な取扱いを検討いただきたい。</p>	<p>通知が求められるのは、移転対象契約者が法第 137 条による異議を述べるかどうか、解約を希望する旨を申し入れるかどうかを判断するにあたっては、必要な情報が適切に提供される必要があることによります。</p> <p>この趣旨に反しない限度において、「通知」の方法については、個々の事案に即した判断を行うこともあり得るものと考えます。</p>
9※	<p>たとえば異議の理由等に照らして異議に対応することが必要ないと合理的に判断される場合には、「対応しない」とする内容も許容されるかを確認させていただきたい。</p>	<p>十分な検討に基づくものであり、合理的な理由があれば、結果的に対応しないことも「対応」として許容されると考えます。</p>
1 0 ※	<p>契約移転の認可申請において、「異議を述べた移転対象契約の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面」を提出する旨定めているが、全ての異議を個別に記載する必要はなく、類似の異議理由及び対応については包括して記載することが許されるものと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
1 1 ※	<p>保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率については、その時点において合理的と認められる方法により算出された見込み値を用いることで足りると理解して</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	よいかを確認させていただきたい。	
○規則第90条の2関係		
1 2 ※	認可審査時の配慮事項においては、必要に応じて、規則第90条第2項第18号における書類として、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であることを記載した書類の提出を求め、審査を行うとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
1 3 ※	認可審査時の配慮事項においては、移転後のソルベンシー・マージン比率が外形的に200%を超えていることに限らず、保険契約者保護を図るために、必要に応じて、相応のストレスを掛けた場合（例えば、当初の想定より運用環境が相応に悪化する場合など）においても移転先および移転元会社の健全性が確保されているかといった観点から審査がなされるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
1 4 ※	契約移転は破綻処理の場合にも行われるが、認可審査時の配慮事項に関して、特段の手当て（適用除外を規定、等）はなされていない。しかし、実際の認可審査においては、契約移転の実態に応じて、破綻処理の特性に応じた配慮がなされるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
○規則第212条の6の2関係		
1 5 ※	「所属保険会社等と密接な関係を有する者」について、「子法人等」「親法人等」について特別な定義規定がないが、令第13条の5の2第3項が適用されると理解してよいか。	ご指摘の定義については、規則第48条の4及び第51条の3に規定されています。
○規則第212条の6の3関係		
1 6 ※	24年改正法第275条第3項第1号～第3号の要件は、認可審査時だけでなく、再委託の継続にあたっても求められる要件であり、これらの要件を満たさなくなった場合、再委託に係る保険募集の確、公正かつ効率的な遂行を確保することが困難となることから再委託契約の全部又は一部を解除する必要があるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
1 7 ※	再委託の認可を受けた場合であっても、保険募集再委託者自らが所属保険会社等の保険募集業務（所属保険会社等の業務の代理等）を行う場合には法第98条第2項に定める届出が必要との理解でよいか。	貴見のとおりです。

18 ※	<p>所属保険会社等が生保会社、保険募集再委託者が損保会社（またはその逆）のように、両者の取り扱う商品の特性の違いが大きい場合、保険募集再委託者は所属保険会社等の商品特性等に応じて求められる水準の、実効性のある教育・管理を行う態勢を整備する必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、保険募集再委託者は再受託者に対して、再委託により募集される商品特性に応じて実効性ある教育・管理態勢を整備することが必要です。</p>
19 ※	<p>再委託において取り扱う保険契約の種類については、再委託の内容に見合う教育・管理態勢が整備されているかといった観点から審査されるものであり、取り扱う保険契約の種類の多寡が直接的に再委託の可否を左右するものではないこと（二種類以上の保険契約について一括して再委託することも認められ得ること）を確認させていただきたい。</p>	<p>規則第212条の6の3第3号が「保険契約の種類」を認可申請書類の記載事項とした趣旨は、当該保険契約の種類を前提として、保険募集再委託者及び所属保険会社等における「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」（法第275条第5項第2号）が講じられているかを審査する必要があるためです。</p> <p>したがって、かかる措置が適切に講じられると認められる場合には、複数の商品を一括して「保険契約の種類」として特定することも許容されると考えます。</p>
20 ※	<p>所属保険会社等の許諾は、法第275条第3項の契約の相手方が保険募集再委託者となることを許諾する内容であれば足り、許諾の時点で再受託者を確定させることまでは求められないことを確認させていただきたい。</p>	<p>規則第212条の6の3第2項4号に定める「保険募集再委託者が、所属保険会社等の許諾を得ていることを証する書面」の所属保険会社等の許諾とは、グループ内の保険会社が保険募集再委託者となることに対する許諾を意味し、認可の時点で再受託者が確定している必要はありません。</p> <p>ただし、所属保険会社等は、保険募集再委託者が適切な再受託者の選定を行うために必要な事項を再委託に係る方針に記載し、保険募集再委託者は当該方針の範囲内で再受託者を選定する必要があります。</p>
21 ※	<p>再委託に係る方針は、再委託を行うことにより必要となる募集人の教育・管理や苦情処理などが適切に行われるかといった観点から審査されるものであり、たとえば保険金支払部門の内部管理や資産運用について所属保険会社等が定めている方針や社内規則の内容など、これらと直接的に関連しない事項についてまで常に「再委託に係る方針」に定める必要があるわけではないことを確認させていただきたい。</p>	<p>法第275条第5項第2号に掲げる「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」と直接的に関連しない事項については、規則第212条の6の3第2項各号に掲げる書類に定めることまでを求めるものではありません。</p> <p>なお、例示された方針や社内規則が、再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率</p>

		<p>的な遂行を確保するために必要な事項に 当たるかは、その内容に即して個別に判断 することとなります。</p>
--	--	--

○保険会社向けの総合的な監督指針（本編）の一部改正案

	コメントの概要	金融庁の考え方
○Ⅱ-3-3-10 全般関係		
1	<p>保険業法において、保険募集の再委託が禁止される趣旨は、「再受託者には所属保険会社等による直接的な管理監督が及ばないことから、保険募集を再委託した場合には、保険契約者等の保護に欠ける事態を引き起こす可能性が高いため」、という理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	<p>今般の法改正が予定している「再委託」は、保険募集再委託者と再受託者との間には委託契約関係があることを前提とするものの、所属保険会社等と再受託者との間には委託契約関係がないことも想定しているという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
3	<p>今般の法改正は、法第 275 条第 3 項ないし第 5 項の要件をみたすならば保険募集の再委託を認めるというものであるが、今後の法運用如何によっては、保険募集再委託が禁止される趣旨が害されない限り、当該要件を拡張していく可能性があり得るという理解でよいか。</p>	<p>保険募集の再委託は、グループ経営の効率化の観点から同一グループ内の保険会社を保険募集再委託者とし、保険募集再委託者自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合に限り認められたものです。</p>
4	<p>平成 24 年 3 月の保険業法改正及び今般の内閣府令案において、行政庁の認可の下で、同一グループ内の保険会社を保険募集再委託者とし、保険募集再委託者が自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合には、保険募集の再委託を認めるとされている。</p> <p>保険募集の再委託が認められたことによって、代理店等は、異なる保険会社（委託者・再委託者）の商品を販売できることとなる。今般認められた再委託は、同一グループ内（再受託者である代理店がグループ会社内）のものに限定されているとはいえ、そもそも再委託は取り扱う商品の種類が異なったり、委託者・再委託者の業態が異なるようなことも想定されるものであり、消費者と接する代理店に対する教育・管理を保険会社が徹底して行わなければ、消費者保護に支障をきたす事態が発生しかねないと認識している。</p> <p>したがって、行政庁におかれては、認可の際に消費者保護の立場から、安易な再委託が行われないよ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、再委託の認可に際しては、所属保険会社等、保険募集再委託者それぞれにおいて、再受託者における適正な保険募集を確保するための体制が構築されているかを確認するとともに、認可後においてもその取り組み状況を確認することとしています。</p> <p>また、保険募集の再委託は、グループ経営の効率化の観点から同一グループ内の保険会社を保険募集再委託者とし、保険募集再委託者自らも保険募集の委託をしている保険募集人を再受託者とする場合に限り認められるものです。</p>

	<p>うご配慮いただくとともに、消費者保護が損なわれないよう、十全な監督を行っていただくようお願いしたい。</p> <p>また、今後、再委託が同一グループ内の保険会社を再委託者とする場合を超えて拡大することのないようお願いしたい。</p>	
○Ⅱ-3-3-10(1) 全般関係		
5	<p>監督指針Ⅱ-3-3-10(1)①ウ、エ等を踏まえると、所属保険会社等は、保険募集再委託者が適切な再委託の選定を行うために必要な事項を再委託に関わる方針に記載するとともに、適切な再受託者の選定が行われているか管理・監督・確認等を行い、必要に応じて改善を求める必要があると理解してよいか。</p> <p>また、保険募集再委託者は、予め所属保険会社等との間で定めた具体的かつ適切な再委託に関わる方針の範囲内で再受託者を選定する必要があるとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
○Ⅱ-3-3-10(1)①ア関係		
6	<p>必ずしも「再委託契約書」を「委託契約書（再委託において保険募集再委託者となる保険会社を所属保険会社等とする契約）」と別に締結する必要はなく、たとえば「委託契約書」に再委託に係る事項をあらかじめ規定しておく方法や、締結済みの「委託契約書」に再委託に係る規定を加える旨を約定する方法であっても、結果として「再委託契約書に記載すべき事項」のすべてが契約の内容となれば足りることを確認させていただきたい。</p>	貴見のとおりです。
7	<p>再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約を証する書面について、必ずしも新たに再委託契約書を作成する必要はなく、たとえば保険募集再委託者が損害保険募集人等とすでに締結している保険募集にかかわる契約を証する代理店委託契約書に再委託に係る事項を定める書面を追加するなど、法令の要件を満たす内容を記載する書面であれば足りると考えるが、いかがか。</p>	
○Ⅱ-3-3-10(1)①ウ関係		

8	<p>代理店委託契約書には通例、保険会社による募集人管理の実効性を確保すべく、保険会社による代理店への監査等に関わる事項が規定されている。再委託者の管理は原則、保険募集再委託者が行うものと理解しているが、所属保険会社等が監督指針Ⅱ-3-3-10(1)①ウ等に求められる態勢(再委託者の業務の実施状況を確認、必要に応じて改善させる措置等)を整備する観点から、例えば、所属保険会社等—保険募集再委託者間の委託契約書、保険募集再委託者—再委託者間の再委託契約書により、所属保険会社等が直接、再委託者へ監査、立入検査、報告徴求を行うことができる態勢を整備すること等が考えられると理解してよいか。</p>	<p>再委託に係る保険募集の実施については、保険募集再委託者が再委託者との間の再委託契約書等に基づき適切な教育・管理・指導を行うことが求められます。</p> <p>これに加え、所属保険会社等が再委託者に対して監査、立入検査、報告徴求等を含む直接の教育・管理・指導を行うことも可能と考えられます。</p>
9	<p>一般に、保険代理店の募集人に対する保険商品の内容説明等、諸々の保険募集に関する指導は、保険会社ごとに異なるのが通例であると思われることから、保険募集再委託者に対する教育・管理・指導についても、保険募集再委託者によるよりも、所属保険会社等又は所属保険会社等の代理店による方が適切である場合があり得ると思われる。そこで、保険募集再委託者が、所属保険会社等又は所属保険会社等の代理店に対して、再委託者に対する教育・管理・指導を委託することについても、妨げられるものではないことを確認させていただきたい。</p> <p>また、その場合に、保険募集再委託者が、所属保険会社等又は所属保険会社等の代理店に対して、再委託者に対する教育・管理・指導を委託することの対価としての手数料その他の報酬を支払うことも、認められることを確認させていただきたい。</p>	<p>上記のとおり、所属保険会社等が再委託者に対して監査、立入検査、報告徴求等を含む直接の教育・管理・指導を行うことも可能と考えられますが、保険募集再委託者自ら行うことが求められる再委託者に対する教育・管理・指導を所属保険会社等に対して委託することは、保険募集再委託制度の趣旨に反し、適当でないと考えられます。</p>
<p>○Ⅱ-3-3-10(1)②関係</p>		
10	<p>24年改正法第275条第3項第2号が、23年度報告書(3頁)の「保険会社が再委託者となって、自らも保険募集を委託している者に対して再委託を行う場合には、再委託者たる保険募集人に対し、自らが直接委託している保険募集人として適切な管理を行っているものと考えられる。」との記載を踏まえた規定であることに鑑みると、再委託者が保険募集再委託者の保険募集人であることが、保険募集再委託者による再委託者の適切な管理の前提になっているものと考えられる。</p>	<p>ご指摘の事例については、貴見のとおりです。</p>

	<p>ついては、保険募集再委託者である保険会社が、24年改正法第275条第3項第2号の要件を満たすことだけを目的に、委託当初から自社の代理店として稼働する見込みがなく、適切な管理を行えない再委託者であるにもかかわらず、そのような者に、形式的に自らの保険募集業務を委託することは適切ではないとの理解でよいか。</p>	
○Ⅱ-3-3-10 (2) 関係		
11	<p>「再委託に係る事項に重要な変更があった場合」として認可申請が必要となるのは、規則第85条第18号の規定に照らすと、同第212条の6の3第2項各号に掲げる事項に変更があった場合は含まれず、同条第1項各号に掲げる事項に重要な変更があった場合のみをいうものと理解しているが、このような理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p>また、たとえば、すでに再委託において取り扱うことについて認可を受けた範囲内の普通保険約款の内容について軽微な変更を行うことは、必ずしも「重要な変更」に該当しないと考えるがどうか。</p>	<p>都度の認可申請が必要となるのは、例えば、認可申請書に記載された保険契約の種類とは異なる種類の保険商品を取り扱う場合等、規則第212条の6の3第1項各号に掲げる事項に重要な変更があった場合であり、同条第2項各号に掲げる書類のみに変更があった場合は含まれないと考えられます。</p> <p>「重要な変更」に該当するか否かは、個別の事案に即して判断されますが、認可審査の前提とされた事項に実質的な変更があったか否かで判断され、保険約款の変更が認可申請書に記載された保険契約の種類の範囲内に留まる場合には、都度の認可申請は必要ないと考えられます。</p>
12	<p>「再委託に係る事項」に変更があった場合であっても、それが「重要な変更」と認められるものでなければ、認可申請を要しないと解されるが、どのような場合に「重要」な変更と解されるのか、指針を示していただきたい。</p>	
○Ⅲ-2-1、Ⅲ-2-2 関係		
13	<p>再委託において、生命保険募集人の代申会社として登録事務を行うことができる所属保険会社等は生命保険会社、損害保険代理店の代申会社として登録事務を行うことができる所属保険会社等は損害保険会社に限られるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
○Ⅲ-2-19 (1) 関係		
14	<p>異議申立期間は、保険業法第137条第2項の規定により、「1月を下ってはならない」と規定されたが、特に、再加入が困難な契約者や保険契約等については、契約者保護の観点から、ベストプラクティスとして熟慮期間等に配慮することが望ましいという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
15	<p>「未経過期間に対応する保険料」は、当該商品の特性によって「ゼロ」と判断されるケースもあり得ることから、法第137条第5項により払い戻すべき</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

	額についても、例外的であるにせよ、たとえば被保険利益がすでに消失している場合など「ゼロ」としたとしても移転対象契約者に不利益を与えないケースがあり得ると考えるが、このように理解してよいかを確認させていただきたい。	
16	<p>「当該解約時に見込まれる払戻額について、当該移転対象契約者が十分に理解できるよう適切に情報提供」とは、必ずしも個別契約ごとの実額を確定的に示す方法だけには限られないことを確認させていただきたい。</p> <p>たとえば、具体的な金額が確定しない場合には、例外的にせよ、合理的と認められる方法で算出された払戻額の見込額やその計算方法等を情報提供することも、選択肢として許容され得ると考えるがどうか。</p>	<p>貴見のとおり、個別契約ごとの実額を確定的に示すことが原則ですが、具体的な金額が確定しない場合には、払戻額の見込額やその計算方法等の情報提供を行うなど適切な代替措置を講じる必要があります。</p>
17	<p>「同項に規定する払戻額は、いわゆる解約控除を行わないなど、保険商品の特性に応じて当該移転対象契約者に不利益を与えない金額とするとともに、法第137条第1項並びに規則第88条の3第5号（略）に規定する事項の公告及び通知に際しては、当該解約時に見込まれる払戻額について、当該移転対象契約者が十分に理解できるよう適切に情報提供がなされる必要がある。」とあるが、個々の保険契約の解約時に見込まれる払戻額を公告で表示することは現実的ではない。そこで、公告における払戻額の表示は、一般的な例示などを記載すると理解してよいか。あるいは、「払戻額は解約控除を行わない」などを明記するだけでよいか。</p>	<p>公告については、個別の事案に即して判断されますが、解約時に見込まれる払戻額について、移転対象契約者が十分に理解できるよう適切に情報提供する必要があります。</p> <p>なお、ある事項を広く一般に知らせるとの公告の特質に鑑み、個々の契約者ごとの払戻額を公告することまでは求められないと考えられます。</p>
○Ⅲ－２－１９（１）③関係		
18	<p>法第137条第5項に規定する払戻額の水準によっては、残存契約者にとって不利益となる懸念もあるが、責任準備金の適切性、保険金等の支払能力の充実の状況の適当性等により、移転会社における残存契約者の保護も図られるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
○Ⅲ－２－１９（２）全般関係		
19	<p>平成24年3月の保険業法改正及び今般の内閣府令案において、保険契約移転に係る規制の認可制は維持しつつ、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から、情報提供の充実や異議成立要件の見直し等の所要の措置を講じた上で、移転単位規制</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>を撤廃するとされている。</p> <p>これに伴い、保険契約の移転では、破綻等にとどまらず、平時の事業再編等のケースも広く含まれることになるため、従業員の雇用問題にも直接影響することも想定される。したがって、行政庁の認可の際には、保険契約者の保護に加え、従業員の雇用への影響にも配慮いただくようお願いしたい。</p>	
○Ⅲ－２－１９（２）①ウ関係		
20	<p>移転元会社が株式会社の場合であっても、移転前後で契約者配当（消滅時配当を含む）の分配の方針を維持する場合、移転対象契約者に適切に分配を行うために、移転において財産的当てを行うことが認められるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
○Ⅲ－２－１９（２）②関係		
21	<p>法第139条第2項第2号に規定する審査基準（移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること）の留意点として、「移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか」との指針が示されているが、具体的には、いかなる事項の審査を想定しているのか。いわゆる次回・保全手続に関するサービス内容も含めた審査が行われるとの理解でよいか。</p>	<p>審査の対象となり得る「移転対象契約に関するサービスの内容」として、例えば、「移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続に対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）」（監督指針Ⅲ－２－１９(1)②）が考えられます。</p>